

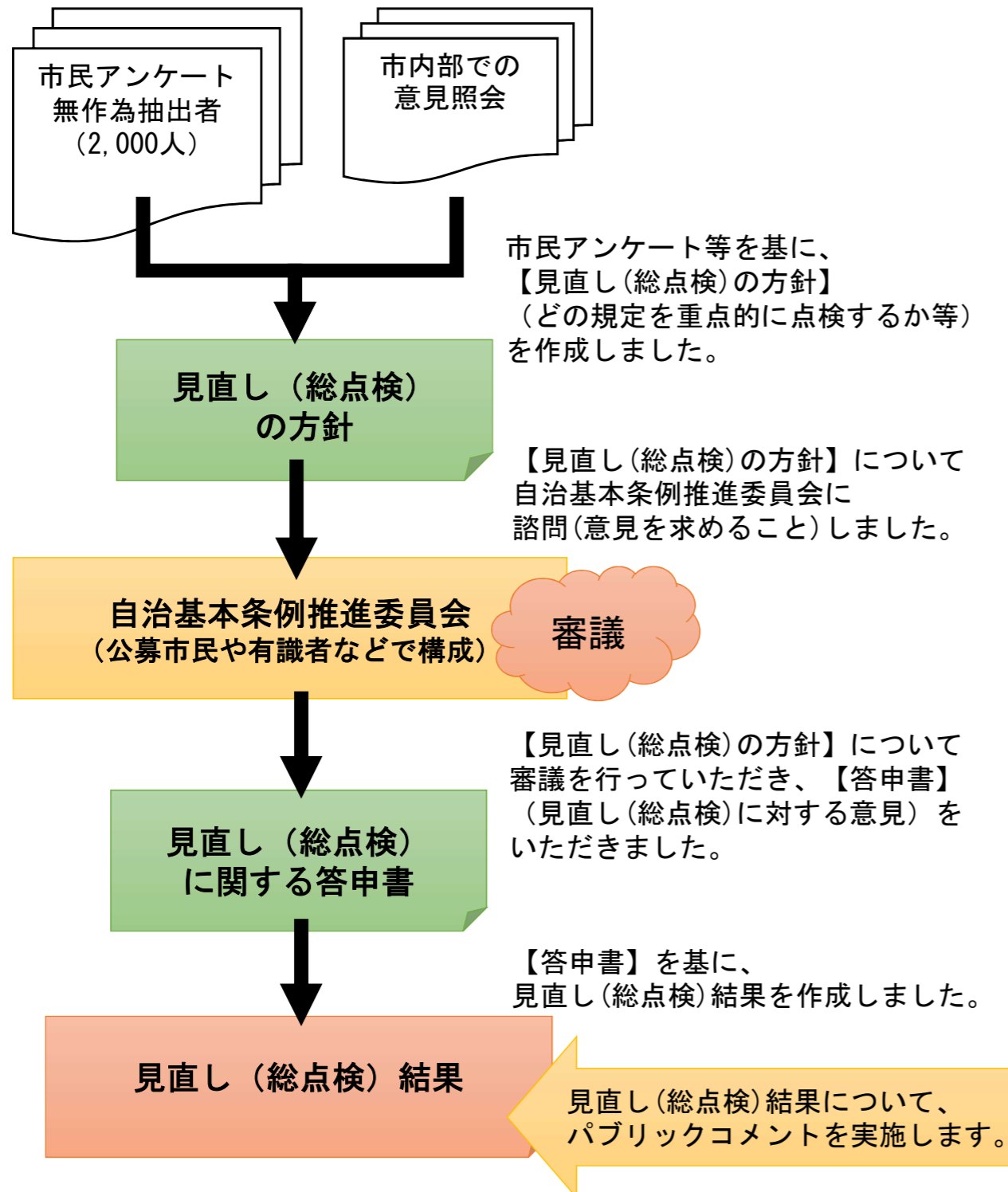
自治基本条例の見直し（総点検）の結果 概要

1 自治基本条例の見直し（総点検）について

厚木市自治基本条例第39条では、市長は「4年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行うものとする」と規定されています。

そのため、意向調査（市民アンケート）等により、多くの市民の皆様から頂いた御意見を踏まえ、本条例施行（平成22年）後、3回目となる自治基本条例の見直し（総点検）を行い、その結果をまとめました。

2 検討経過



3 見直し（総点検）結果（案）

- ・規定は、全て改正不要と判断しました。
- ・逐条解説は、9つの規定で改訂が必要と判断しました。

(1) 見直し（総点検）の方針で、特に点検を要すると判断した規定
ア 第3条 定義（11ページ）

【見直し（総点検）の方針】

市民の定義について、住民だけを指すべきではないかといった意見や、より広く厚木市に関わりある人を含めるべきではないかといった意見があることから、見直し（総点検）を行う必要があると考える。

【答申】

市民アンケートで意見のあったように、住民と市民が異なることで混同する場合もあるが、住民ではない厚木市に関わりのある人の知識や経験をまちづくりにいかすため、広く市民を定義することは問題ないとする。また、近隣他市の自治基本条例での市民の定義を確認したが、大多数の自治体が住民より広く定義していることから、規定を改正する必要はないものとする。

【結果】 改正不要

自治基本条例推進委員会からの答申にもあるように、より多くの人々の知識や経験をまちづくりにいかすため、住民ではない人も市民とするが、更に市民の範囲を拡大することについては、物理的かつ継続的に市民の権利・責務を果たすことが難しいと思われるため、規定の改正は行わないものとする。

イ 第7条 市民の責務（19ページ）

【見直し（総点検）の方針】

社会情勢として高齢化がより顕著になってきていることから、高齢者等の責務等について、見直し（総点検）を行う必要があると考える。

【答申】

高齢者等の責務等を新たに設けることは、該当する人への負担感の増につながりかねない。現状の市民の権利・責務で包括的に網羅されていることから、規定を改正する必要はないものとする。

【結果】 改正不要

高齢化が社会問題として顕著になってきているが、市民の責務や権利等については、一定の年齢等でその責務や権利等が大きく変化するものではないと考えられる。また、年齢により新たな区分を作成することは、自治基本条例推進委員会の答申にもあるように、負担感の増大や、世代間の分断等デメリットが多いと判断されることから、規定の改正は行わないものとする。

自治基本条例の見直し（総点検）の結果 概要

3 見直し（総点検）結果（案） 続き

ウ 第8条 子どもの権利、責務等 （21ページ）

【見直し（総点検）の方針】

子どもの年齢等については、逐条解説内で説明があるが、教育に関する権利について、見直し（総点検）を行う必要があると考える。

【答申】

教育に関する権利については、逐条解説内に明記されており、令和4年6月に成立した「こども基本法」についても、児童の権利に関する条約の精神にのっとり作成されていることもあり、当条例における定義や意味と比較し、整合が取れていることから、規定を改正する必要はないものと考えられる。

しかし、こども基本法、児童の権利に関する条約について、逐条解説内に明記する必要があると思われるので、検討されたい。

【結果】 逐条解説の改訂が必要

大きな社会情勢の変化の一つである「こども基本法」について、本条例と整合が取れていることから、規定の改正は行わないものとします。

なお、逐条解説については、こども基本法や、児童の権利に関する条約等を加え、より分かりやすいものとなるよう改めます。

エ 第20条 危機管理 （45ページ）

【見直し（総点検）の方針】

新型コロナウイルス等、いままで考えられなかった自然災害等が発生している。自治基本条例で具体的な対策等について明記する必要はないが、新たな自然災害等に対し、包括的な現規定で網羅できているのか、見直し（総点検）を行う必要があると考える。

【答申】

現在の規定、逐条解説において、新型コロナウイルス感染症等さまざまな自然災害について包括的に網羅されており、市民アンケートで意見のあった自己の安全確保についても、逐条解説内で自助についての解説等があることから、規定を改正する必要はないものと考えられる。

【結果】 改正不要

新型コロナウイルス感染症等、様々な自然災害について、包括的に網羅していることから、規定の改正は行わないものとします。

オ 第31条 審議会等の運営 （67ページ）

【見直し（総点検）の方針】

附属機関は法律又は条例の定めるところにより設置されていることから、第1項にある「その他これに類する機関」が本市においては存在しないため、規定の見直し（総点検）を行う必要があると考える。

【答申】

「その他これに類する機関」について、前回の見直しから4年が経過し、市民参加制度への影響がないことも確認できたが、社会情勢が大きく変化している現代において、将来必要となる可能性がないとは言い切れないと思われる。

また、「その他これに類する機関」が厚木市には存在しないため、現在の条例の規定でも影響等がないことから、規定を改正する必要はないものと考えられる。

なお、地方自治法では、要綱等での附属機関の設置は認められていないことを、しっかり認識しておいていただきたい。

【結果】 改正不要

現状、厚木市に「その他これに類する機関」は存在しないため、自治基本条例推進委員会からの答申のとおり、現在の規定でも影響等がないことから規定の改正は行わないものとします。

(2) 逐条解説の改訂が必要と判断した規定

ア 第8条 子どもの権利、責務等

→こども基本法等について追加。

イ 第10条 議会の役割及び責務

→憲法上「議事機関」であることについて追加。

ウ 第12条 市長の役割及び責務

→より分かりやすい解説となるよう表現を修正。

エ 第14条 市職員の役割及び責務

→会計年度任用職員について追加。

オ 第15条 行政運営の基本事項

→参加と協働について表記を検討。

カ その他、文言修正を実施する規定

- ・ 第19条 財政運営
- ・ 第30条 事業の実施に係る市民参加
- ・ 第33条 コミュニティ団体との協働
- ・ 第37条 広域連携及び交流